|  |
| --- |
| 1. 住宅改修について利用者の担当ケアマネージャー等に相談
 |

|  |
| --- |
| ②　申請書類または書類の一部提出･確認**【事前承認申請】** |
|  | ・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出・保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。（施工業者の提出書類）　　○介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い同意書（様式第1号）（利用者の提出書類）　　○介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書　　○住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）　　○工事費見積書　⇒手すり、段差解消等、設置箇所毎の材料費、手間代、雑費等が分かる詳細が記載されたもの。（工事業者が作成）　　○平面図　⇒設置箇所が分かるもの。　　○改修施工箇所の施工前写真　⇒設置箇所、位置が分かるもので日付入りのもの。　　　※段差の解消を行う場合には、段差にメジャーをあてるなど高さが分かるようにしてください。　　○住宅の所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が当該利用者又は家族でない場合） |

これらの提出を受けた、保険者（市）は、要介護（支援）認定状況、工事内容及び価格の確認、限度額の確認、保険料の収納状況の確認作業を行い、受領委任払いの利用の可否及び工事着工の承認をします。

③介護保険住宅改修費受領委任払い承認（不承認）通知書

|  |
| --- |
| ④　施工　→　完成 |

⑥　支給決定通知書を利用者及び施工業者に送付・施工業者の口座へ振り込み

|  |
| --- |
| ⑤　住宅改修費の支給申請 |
|  | ・利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出、「正式な支給申請」となる。・保険者は、事前に提出された書類との確認、工事が施工･完了されたかどうかの確認を行う。　（利用者の提出書類）　　○介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第10号）　　○工事費請求書（工事費の明細がわかるもの。）　　○住宅改修に要した費用に係る領収書　　○改修施工箇所の施工後写真　⇒設置箇所、位置が分かるもので日付入りのもの。 |

①事前協議について

・住宅改修で介護保険の給付を受けるには、工事着工の前に必ず事前協議が必要です。事前協議で工事内容が承認される前に行われた工事は、給付の対象となりません。

・「住宅改修が必要な理由書」は、ケアマネジャーが作成してください。紀の川市においては、現在のところ福祉住環境コーディネーターによる作成を認めていません。

・同一世帯内に利用者が２人以上おり、工事を同時に行う場合、申請書、及び見積書等は工事箇所を完全に分離させてください。

・介護保険の対象となる工事は以下の工事、及びこれらの工事に付帯して必要となる工事です。

(1)手すりの取り付け

◇手すりは固定する必要があります。便器の周囲等に置くだけで使用するような既製品の手すりなどは住宅改修の対象とはなりません。また、固定の工事を必要としない手すりを固定した場合も、住宅改修の対象とはなりません。

(2)段差の解消

◇段差の解消工事を行う前に、段差部分にメジャーをあてた状態で現場を撮影するなど現状の高さが分かるようにしてください。

◇段差の解消については、踏み台等施工箇所を固定する必要があります。完成時には固定していることが確認できるよう写真を撮影してください。

(3)滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更

(4)開き戸から引き戸等への扉の取替え、撤去

(5)利用者の立ち上がり困難の理由による和式便器から洋式便器への交換

　　　◇汲み取り式から水洗式（又は簡易水洗）に変更する工事は介護保険の住宅改修にあたりません。

　　　◇ウォッシュレット機能、暖房機能付きの便座は給付の対象とはなりません。ただし、便器本体の発注の際にそれらを取り付けなければ便器として使用できないものについては本体部分として扱いますので、カタログを添付するようにしてください。

・見積書は同一材料ごとにまとめるのではなく、工事箇所ごとにまとめて記載してください。

・現場写真は設置箇所、位置の分かるように撮影し、日付の入るカメラを用いるか、又は黒板等で撮影日を入れてください。

・現場写真、見積書の各施工箇所、平面図、理由書には番号を振り、照合が容易に行えるようにしてください。

・写真撮影等の書類作成費、申請代行手数料は給付の対象とはなりません。

・工事費全体における諸経費の割合が大きい場合、内容を確認する場合があります。

・平面図は設置箇所、及び利用者の生活動線が確認できるものとしてください。

②施工について

* 事前協議に対して承認をしているので、当初予定のとおり施工してください。やむを得ず工事箇所・使用する材料・数量等を変更することにより施工費が当初見積額を超える場合はケアマネジャーを通じ市役所高齢介護課へ相談してください。

③支給申請について

* 完成写真は、事前協議の際と同じ箇所から撮影してください。
* 完成写真は番号を振り、事前協議との照合が容易に行えるようにしてください。